

平成26年度

マル経融資利子補給制度のご案内

■利子補給制度について

市と当所では、小規模事業者の経営の安定及び発展を図るため、小規模事業経営改善資金(マル経融資)を借入した小規模事業者の方々に対し、初回返済から1年間(12ヶ月)に限り、支払利息の一部を補給する制度です。

但し、予算に限りがありますので無くなり次第終了します。

初回返済から
1年間(12回分)に限り
実質金利 1.45% →

0.45%

(平成26年4月9日現在)

※利率は毎月変動しますが、融資実行後は借入時の金利で固定されます。

※利息は、一旦事業者の方がお支払いいただいた後に補給分をお支払いします。

■対象者

平成26年4月1日以降に当所の推薦を受け、マル経融資を利用している方。

但し、一度利子補給を受けた方が、その利子補給の対象となった月から24ヶ月以内に新たにマル経資金を借入した場合は対象になりません。

■補給額・補給期間

融資実行時の金利のうち1.0%(市と当所が0.5%ずつ)に相当する額を初回支払月から1年間(12回目の支払月まで)補給します。但し、返済に遅れが生じた月は対象となりません。

■補給条件

納期の到来した市税等(固定資産税、国民健康保険税、市県民税等)を完納していること。

※利子補給制度には、この他にも所定の要件等がございますので、詳しくは、当所経営指導員までご相談ください。

マル経融資とは?

小規模事業者経営改善資金(マル経融資)は、商工会議所の経営指導を受けている小規模事業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人、低利で(株)日本政策金融公庫から融資を受けられる制度です。

無担保

無保証人

融資限度額	返済期間	融資対象・条件等
運転・設備資金 1,500万円 ※一定要件を満たす場合は、2,000万円	運転資金7年以内 (据置1年) 設備資金10年以内 (据置2年以内)	○常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の法人・個人事業主の方。 ※サービス業のうち、宿泊業及び娯楽業は20人以下。 ○当所の経営指導員による経営指導を原則6ヶ月以上受けている方。 ○所得税、法人税、事業税、市県民税(均等割を含む)について、納期限の到来している当該義務納税を完納している方。 ○原則十和田市内で最近1年以上事業を行っている方。 ○商工業者であり、かつ、(株)日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方。

※最近の業況等により、ご希望に添えない場合がございます。あらかじめご了承ください。

■お申込み・お問合せ 十和田商工会議所 相談課

〒034-8691 十和田市西二番町4-11 TEL 0176-24-1111 FAX 0176-24-1563